

別表第1（第5条関係） 廃棄物保管場所の設置基準

（1）ごみ・資源の容器数の算定

種別	人数 × 排出基準 × ごみ種別の割合 × 収集間隔 ÷ 容器・束容量	必要個数・束数	
可燃ごみ	()人 × (1)kg × (0.67) × (3)日 ÷ (15)kg =	+ 個	
不燃ごみ	()人 × (1)kg × (0.05) × (13)日 ÷ (15)kg =		
資源	古紙	()人 × (1)kg × (0.14) × (6)日 ÷ (5.7)kg =	束
	びん	()人 × (1)kg × (0.04) × (6)日 ÷ (12)kg =	個
	缶	()人 × (1)kg × (0.02) × (6)日 ÷ (3)kg =	個
	ペットボトル	()人 × (1)kg × (0.03) × (6)日 ÷ (10.2)kg =	個
	プラスチック製容器包装	()人 × (1)kg × (0.05) × (6)日 ÷ (15)kg =	個

< 算定上の注意 >

- 1 算定人数は住戸の専有面積に応じて次のように算出し、その合計を記入する。

住戸の専有面積	1戸あたりの算定人数(a)	戸数(b)	人数(a)×(b)
20㎡以下の住戸	1人	戸	人
20㎡を超え30㎡以下の住戸	1.5人	戸	人
30㎡を超え40㎡以下の住戸	2人	戸	人
40㎡を超え50㎡以下の住戸	2.5人	戸	人
50㎡を超え60㎡以下の住戸	3人	戸	人
60㎡を超える住戸	4人	戸	人

- 2 容器1個当たりの容量は、原則として、可燃ごみ・不燃ごみのポリ容器は60ℓ、区指定のびん・缶の資源用コンテナは50ℓ、ペットボトルのネット容器は0.7m×0.7m×0.7mの340ℓ、プラスチック製容器包装のポリ容器は60ℓとし、可燃ごみ・不燃ごみ：15kg、びん：12kg、缶：3kg、ペットボトル：10.2kg、プラスチック製容器包装：15kgを基準とする。古紙の束は、縦0.21m×横0.295m×高さ0.3mを一束とし、5.7kgを基準とする。
- 3 ~ は小数点第2位を四捨五入する。必要個数・束数は小数点以下を切り上げる。

（2）保管場所面積の算定

種別	算定式	必要面積
ごみ容器	$\text{容 器 の 直 径 又 は 縦} \times \text{容 器 の 直 径 又 は 横} \times \text{容 器 数} \div \text{段 数}$ $[\quad] \text{ m} \times [\quad] \text{ m} \times [\quad] \text{ 個} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	~ 合計 m ²
資源	古紙の束 $\text{束 の 縦} \times \text{束 の 横} \times \text{束 数} \div \text{重 ね 束} \div \text{段 数}$ $[0.21] \text{ m} \times [0.295] \text{ m} \times [\quad] \text{ 束} \div [3] \text{ 束} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	
	びん容器 $\text{容 器 の 直 径 又 は 縦} \times \text{容 器 の 直 径 又 は 横} \times \text{容 器 数} \div \text{重 ね 箱} \div \text{段 数}$ $[0.36] \text{ m} \times [0.52] \text{ m} \times [\quad] \text{ 個} \div [2] \text{ 箱} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	
	缶容器 $\text{容 器 の 直 径 又 は 縦} \times \text{容 器 の 直 径 又 は 横} \times \text{容 器 数} \div \text{重 ね 箱} \div \text{段 数}$ $[0.36] \text{ m} \times [0.52] \text{ m} \times [\quad] \text{ 個} \div [2] \text{ 箱} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	
	ペットボ トル $\text{容 器 の 直 径 又 は 縦} \times \text{容 器 の 直 径 又 は 横} \times \text{容 器 数} \div \text{段 数}$ $[0.7] \text{ m} \times [0.7] \text{ m} \times [\quad] \text{ 個} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	
	プラスチ ック製容 器包装 $\text{容 器 の 直 径 又 は 縦} \times \text{容 器 の 直 径 又 は 横} \times \text{容 器 数} \div \text{段 数}$ $[\quad] \text{ m} \times [\quad] \text{ m} \times [\quad] \text{ 個} \div [2] \text{ 段} = \quad \text{ m}^2$	

< 算定上の注意 >

- 1 可燃ごみ・不燃ごみのごみ容器は、丸型容器の場合は直径 0.6m、角形容器の場合は 0.35m×0.55m を基準とする。
- 2 古紙の束は、一束の大きさを縦 0.21m×横 0.295m×高さ 0.3m 以下を基準とする。
- 3 びん・缶の容器は分別回収で使用するコンテナの大きさ (0.36m×0.52m) を基準とする。
- 4 ペットボトルの専用容器は、網製で 0.7m×0.7m×0.7m を基準とする。
- 5 プラスチック製容器包装の保管容器は、1のごみ容器を使用する場合で算定する。
- 6 段数は、各ごみ種とも2段を上限とする。
- 7 必要面積は から までを合計し、小数点第2位を四捨五入する。

別表第2 (第5条及び第6条関係) 集積所の設置及び管理基準

設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積所は敷地内で道路に面した場所で、廃棄物・資源物の収集及び清掃車の通行に支障のない場所に設置すること。 2 戸別収集はしないので、集団住宅の場合でも複数戸を基準に設置すること。 3 やむを得ず敷地外に設置する場合は、道路交通法などに抵触しない場所とするとともに、近隣などに事前に協議し合意を得ておくこと。 4 小規模集合住宅及び集団住宅で、やむを得ず既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所の関係者と十分協議し合意を得ておくこと。 5 保管場所を設置する場合は、敷地内からの収集は行わないため、収集当日にあ
----	---

	<p>らかじめ指定する場所に持ち出すこと。</p> <p>ただし、清掃車両が敷地内に進入できて、通り抜け又は安全に転回できる場合は、保管場所からの収集は可能とする。</p>
管理	<ol style="list-style-type: none">1 集積所は常に清潔に保つこと2 集合住宅入居者に対し、廃棄物や資源物の正しい分別・排出方法について指導すること